

# 一関市立桜町中学校部活動方針

一関市立桜町中学校は、一関市教育委員会が策定した「部活動の在り方に関する方針」に則り、部活動の運営の適正化と指導に当たる教職員の多忙化の解消のため、以下の「一関市立桜町中学校部活動方針」を定める。

## 1 適切な運営のための体制整備

### (1) 部活動の方針の説明と発信

- ①年度当初の職員会議等で全職員が部活動方針を確認し、共通行動を行う。
- ②部活動方針についてホームページへの掲載やPTA総会で保護者に説明し共通理解を図る。
- ③校長は、毎年度4～5月に部活動の指導方針について、教職員、保護者、外部指導者等が共通理解を図るための部活動連絡会を設定する。

### (2) 指導・運営に係る体制

- ①顧問は、毎月の活動計画及び活動実績を策定し、校長に提出する。併せて、各部の活動方針について保護者に説明し、部活動の適切な実施について理解を得るとともに、練習計画や試合日程等を事前に示し、保護者の理解と協力を得られるようにする。
- ②校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜指導・是正を行う。

## 2 効率的・効果的な活動の推進

### (1) 適切な指導の実施

- 部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

### (2) 研修の機会の設定

- 校長は、部活動顧問を対象にして、スポーツ指導等に係る知識及び技能の向上を図るため、研修の機会を設定する。

## 3 部活動休養日及び活動時間の基準

### (1) 適切な休養日等の設定

#### ○休養日の設定

- 原則として、毎週日曜日と水曜日を休養日とする。ただし、大会参加等により、やむを得ず活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

## (2) 活動時間

- ①平日の放課後の活動終了時刻は 16:40、下校時刻は 16:50 とする。
- ②活動は、父母会練習等を含めて平日では2時間程度で活動を終えることとする。また、土曜日は、3時間程度で活動を終えることとする。ただし、大会や練習試合等で終日の活動となる場合には、生徒の健康管理に十分配慮して、休息時間を適切に設定し、無理のないよう活動する。
- ③生徒に部活動の時間を保障するため、次の手立てをとる。

### ア 運動部

- ・地区中総体・地区新人大会の1か月前から適宜5時間授業日を設定する。  
(活動開始時間 15:20~)
- ・県大会以上の上部大会に出場する場合は、大会前1か月間、部活動延長を認める。

### イ 文化部

- ・文化祭やコンクール前1か月間、部活動延長を認める。

## (3) 部活動延長について

- ①延長期間の活動終了時刻は 17:50 で、下校時刻は 18:00 とする。
- ②部活動延長は、顧問と部員とで相談・判断し、保護者の承諾並びに部活動担当、学校長の許可を得て行う。
- ③部活動延長を行う場合は、活動時間や活動場所等を全職員に知らせる。

## (4) 朝練習

〇教職員間の共通理解のもと、また、生徒と保護者の理解のもと、生徒が目的意識と自発的な意欲をもって自主的に取り組む朝練習が必要に応じて行われるようにする。ただし、実施する場合には朝7時40分から8時10分までとし、生徒個々の健康状態や家庭生活等を配慮し、個に応じた参加形態や活動内容とする。

## (5) 長期休業中・祝日等の活動

- ①長期休業期間中は、週休日(土・日)を部活動休養日とする。
- ②長期休業中の休養日(土・日)にやむを得ず活動を行う場合は、代替日をできるだけ近い月～金曜日に設ける。
- ③長期休業中の月～金曜日の活動については学校で定めた活動可能日の範囲内で、各顧問の指導の下、1日の活動時間は3時間程度以内で計画することとする。
- ④祝日等による休業日の取り扱いについては、部活動休養日が日曜日も含め、週に必ず2日以上確保されるようにすること。

以上